

お知らせ



国民健康保険からのお知らせ

高額な医療費の 払い戻し制度があります

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

被保険者が同じ月内に医療機関で治療を受け、支払った一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が高額医療費として支給されます。

※自己負担限度額及び計算方法は70歳未満の方と70歳以上の方で異なります。また所得区分によっても異なりますが、返還額が5,000円以上を見込まれる方には保険環境課からお知らせと申請書を送付いたしますのでご確認ください。なお、5,000円に満たない方も返還の対象となります。

〈窓口での支払いは限度額まで〉

医療費が高額になるときは、入院・外来、どちらの場合でも「限度額認定証※」を提示すれば、医療機関の窓口での負担は限度額までになります。入院や手術等の予定がある方は、事前に保険環境課にて認定証の交付を申請してください。（認定証の交付が必要ない方もおられます）なお、保険税を滞納している場合は交付できません。
詳しくはお問い合わせください。

※住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」。

お知らせ



情報伝達訓練

情報伝達訓練を実施 防災行政無線を使用

図 総務課 庶務係 ☎65・11000

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。防災行政無線からテスト放送が流れますので、ご了承ください。

【日 時】8月5日(水) 11時ごろ

【放送内容】①上りチャイム音 ②「これはテストです」(3回) ③下りチャイム音

■ 放送を聞きのがしたときは…

▶ 防災行政無線専用電話に電話することで、直前の放送内容を聞くことができます

☎65・1500

▶ 桂川町ホームページトップページで過去の放送内容を確認することができます

HP <http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>



木曜日は 19時まで窓口延長

桂川町役場では、祝日を除く毎週木曜日は、19時まで下記の部署で窓口の延長を行っています。なお、一部対応できない業務もありますので、来庁する際は各部署へ事前にご連絡をお願いします。

課名	問合せ先
住民課	☎65・3301
税務課	☎65・1076
保険環境課	☎65・1097
水道課	☎65・3241
建設事業課	☎65・3330
学校教育課	☎65・1149

お知らせ



違反屋外広告物

ガードレール・街路樹の 広告物掲示は違反です

図 企画財政課 企画調整広報係 ☎65・10855

桂川町では、町内の違反屋外広告物を定期的に除却しています。違反屋外広告物の掲出者は自主的に撤去してください。

【違反となる広告物】はり紙、はり札、立看板、広告旗で、次のものに取り付けられているもの
○電柱 ○街路樹 ○信号機 ○街路灯
○ガードレール ○カーブミラー ○橋など